

リーベル王寺東館 施設利用規則

第1条 目的

本規則は、リーベル王寺東館に設置された雪丸スクエア等次条に規定された施設に適用し、これらが広くリーベル王寺の利用者及び地域の方々により、コミュニティ活動、文化活動、販売活動等の場として利用され、ひいては賑わいの創出と街の活性化に資することを目的とする。

第2条 適用施設

- ・雪丸スクエア（リーベル王寺東館1階南西角／有効面積：約63㎡）
- ・リーベルステージ（リーベル王寺東館地下1階サンクンガーデン南側／有効面積：約33㎡）
- ・リーベルギャラリー（リーベル王寺東館1階西面ウインドウ内側／有効面積：約1.76㎡）
- ・2階エントランスデッキ（リーベル王寺東館2階入口前デッキ／有効面積：有効面積：約31.3㎡）の4ヶ所とする。

第3条 利用者

王寺都市開発株式会社がその利用を認めた者。

第4条 利用目的

販売活動、パフォーマンス、作品展示等とし、営利・非営利活動の別を問わない。

第5条 利用時間

準備、清掃、片付け等の時間を含む9:00~20:00の間で1日あたり11時間を上限とする。

第6条 利用料金

雪丸スクエアは1日の利用で2,000円、リーベルステージは1日の利用で1,000円とする。リーベルギャラリーは10日までの利用で1日あたり500円、但し11日目以降は1日あたり300円とし、2階エントランスデッキは5,000円とする。

雪丸スクエア及びリーベルステージ並びに2階エントランスデッキについて電源(15A・1500W)を利用する場合は、王寺都市開発株式会社が支給する漏電ブレーカーの使用を必須とし、光熱費相当分として別途1日あたり500円を徴収する。

なお、全ての利用料金については別途消費税を徴収する。

また、非営利活動、公共目的活動等、その他王寺都市開発株式会社が認めた場合、利用料金等を減額または免除することが出来る。

第7条 支払い方法

支払い方法は、利用決定後1週間以内に王寺都市開発株式会社が指定する口座へ振込みまたは王寺都市開発株式会社事務所窓口にて前払いとする。

銀行名：南都銀行 支店名：王寺支店
口座種類：普通 口座番号：0304649
口座名義：王寺都市開発株式会社 代表取締役 平井 康之
なお、振込手数料は利用者が負担するものとする。

第8条 申請方法

申請の受付期間については、「リーベル王寺東館 施設利用申請書」(別紙様式)に必要な事項をすべて記入の上、利用希望日の2ヵ月前から利用希望日の1ヵ月前までの間で王寺都市開発株式会社に提出し、その審査及び許可を受けなければならない。なお、1度に申請できる日は3日までとする。(リーベルギャラリーを除く) 次回の予約はすべての申請日を消化してからとする。

第9条 利用許可決定

申請者への利用決定は、原則として申請日から2週間以内に通知する。

第10条 貸付物品

1. 貸付物品の貸与の有無は王寺都市開発株式会社が決定する
2. 借り受けた物品の返却までに要する一切の費用経費は、借受人が負担するものとする
3. 借受人は、借り受けた物品を転貸してはならない
4. 借受人は、借り受けた物品を適用施設利用の目的以外に使用してはならない
5. 借受人は、借り受けた物品を貸付期間満了の日までに管理者が指定した場所に返納しなければならない
6. 借受人は、借り受けた物品を滅失又は毀損したときは、その程度と理由を管理者に報告し、指示を受けなければならない
7. 借受人は、物品に損害を生じさせた場合は、速やかに原状回復又は損害賠償に努め、その費用を負担すること
8. 借り受けた物品使用中の事故等の一切の責任は、借受人が負うものとする

第11条 遵守事項

1. 危険物の持ち込みは禁止する
2. 酒類の提供及び指定された場所以外での喫煙は禁止する
3. 大音量、大声または異臭を伴う行為等その他の迷惑行為は禁止する
4. 施設または設備を損傷し若しくは滅失し、またはこれらの恐れのある行為は禁止する
5. 適用施設に汚損若しくは損傷等が発生した場合は、利用者は自己の費用をもって現状に回復する義務を負うこと
6. 申請者及び利用者は反社会的勢力と関係を有しないこと

第12条 利用許可の取り消し

利用中であっても以下が判明した場合は利用許可を取り消す。

1. 利用料金が未払いのとき
2. 利用申請書の記載事項の記載に、虚偽または重大な誤りがあったとき
3. 利用権の全部または一部を、第三者に譲渡または転貸したとき
4. 脅迫的な言動または暴力を用いた行為等を行ったとき
5. 利用規則等に違反したとき、または王寺都市開発株式会社の指示に従わなかったとき

附則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

附則

この改定は、令和4年8月1日より施行する。

附則

この改定は、令和6年8月1日より施行する。